帯広簡易裁判所判事兼本別簡易裁判所判事　松田　幸忠
川越簡易裁判所判事に補する　市川　智祥
根室簡易裁判所判事北見簡易裁判所判事兼遠軽簡易裁判所判事に補する（各通）　小木　知一
東京簡易裁判所判事高松簡易裁判所判事兼ねて土庄簡易裁判所判事の兼補を免ずる　千矢　邦夫
高松簡易裁判所判事兼土庄簡易裁判所判事　丸岡　隆俊
土庄簡易裁判所判事阿南簡易裁判所判事兼牟岐簡易裁判所判事兼徳島簡易裁判所判事　井上　壽志
松山簡易裁判所判事に補する　中路　義彦
安芸簡易裁判所判事兼高知簡易裁判所判事　中内　篤
大阪簡易裁判所判事に補する　古川　博
松山簡易裁判所判事兼ねて牟岐簡易裁判所判事に補する　西森　秀和
阿南簡易裁判所判事に補する　鈴木　浩美
兼ねて徳島簡易裁判所判事に補する（以上三月二十五日）　角　隆博
佐賀地方裁判所判事兼佐賀家庭裁判所判事　青柳　勤
大阪高等裁判所判事に補する　青野　洋士
部の事務を総括する者に指名する
福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事・小倉簡易裁判所判事
佐賀地方裁判所判事に補する
佐賀地方裁判所長を命ずる
兼ねて佐賀家庭裁判所判事に補する
佐賀家庭裁判所長を命ずる
佐賀簡易裁判所判事に補する
佐賀簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上三月二十六日）
新潟地方裁判所判事
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事
新潟地方裁判所判事に補する
新潟地方裁判所長を命ずる
京都簡易裁判所判事
神戸簡易裁判所判事に補する
神戸簡易裁判所判事
神戸簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上三月二十七日）

○定年退官

判事小西秀宣及び簡易裁判所判事横田勝年は三月二十六日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

相模川水系相模川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成26年４月９日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶１隻

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　神奈川県平塚市須賀地先

(2)　当該工作物を除却した日　平成26年２月27日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成26年２月27日

(2)　保管の場所　神奈川県茅ヶ崎市柳島地先

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２―18―１　国土交通省関東地方整備局　京浜河川事務所占用調整課　電話045―503―4015

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛媛労働局の関係労働者を代表する者杉本宗之の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年４月９日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、愛媛労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成26年４月18日

４　推薦書及び添付書類提出先　愛媛労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

(注)１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十六年四月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一、調査の種類　都市部官民境界基本調査

二、調査を実施する者の名称　国土交通省

三、調査地域

北海道　小樽市
山形県　上山市
茨城県　筑西市、鉾田市、土浦市
群馬県　館林市
埼玉県　越谷市
千葉県　習志野市
東京都　杉並区、小平市
神奈川県　横須賀市、伊勢原市、松田町、真鶴町
富山県　高岡市、魚津市
静岡県　静岡市
愛知県　名古屋市
滋賀県　大津市、草津市
大阪府　豊中市、藤井寺市
兵庫県　芦屋市、南あわじ市
奈良県　上牧町
和歌山県　海南市
鳥取県　境港市
徳島県　藍住町
愛媛県　新居浜市
高知県　南国市
福岡県　春日市
佐賀県　佐賀市
大分県　津久見市

四、調査期間

平成二十六年及び平成二十七年

（ただし、神奈川県横須賀市、静岡県静岡市、滋賀県大津市、大阪府豊中市、藤井寺市については、平成二十二年～平成二十七年）

（ただし、埼玉県越谷市、千葉県習志野市、東京都杉並区、神奈川県伊勢原市、愛知県名古屋市については、平成二十三年～平成二十七年）

（ただし、茨城県鉾田市、土浦市、富山県高岡市、滋賀県草津市、兵庫県芦屋市、大分県津久見市については、平成二十四年～平成二十七年）

（ただし、山形県上山市、兵庫県南あわじ市、徳島県藍住町については、平成二十五年～平成二十七年）